

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	事務事業名 ごみ収集運搬業務委託事業
-------------------	----------------------------------

区分	番号	名 称						
章	2	自然とともに暮らすまち						
節	1	環境への負荷の少ないまちをつくる						
施策	2	循環型社会の構築						
小分類	3	一般廃棄物の適正処理						
主要な施策	1	ごみ処理施設の適正な維持管理の推進						
事務事業番号	002	<table border="1" style="font-size: small;"> <tr> <td style="background-color: #e91e63; color: white;">事務事業コード</td> <td>21231002</td> <td style="background-color: #e91e63; color: white;">事業開始年度</td> <td>平成 1 2 年度</td> <td style="background-color: #e91e63; color: white;">事業終了年度</td> <td>平成 - 年度</td> </tr> </table>	事務事業コード	21231002	事業開始年度	平成 1 2 年度	事業終了年度	平成 - 年度
事務事業コード	21231002	事業開始年度	平成 1 2 年度	事業終了年度	平成 - 年度			

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名
------	------	------------

部 名	市民生活部	グループ名	環境対策室環境対策 G
-----	-------	-------	-------------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	(事務事業の実施目的を具体的に記載してください) 家庭より排出されたごみを迅速に収集運搬する。
手段 (事業の内容・活動)	(目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください) 一般家庭から分別区分ごとにごみステーションに排出された廃棄物を適正・安全・迅速にクリンクルセンターまで収集運搬する。
成果	(事務事業の実施成果を具体的に記載してください) 廃棄物の適正な処理をすることにより、市民の清潔な生活環境の保全と公衆衛生の向上を図る。
根拠法令等	(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 登別市廃棄物の再利用及び処理に関する条例 循環型社会形成推進基本法 資源の有効な利用の促進に関する法律

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標	
成果 指標		家庭系一般廃棄物収集量(年間)	t	目標値	10,608	10,550	10,491	10,432	10,373
				実績値	11,310				
				目標値					
				実績値					

事業費の推移

区 分		単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金 名称	千円						0
	道支出金 名称	千円						0
	地方債 名称	千円						0
	その他 名称	千円						0
	一般財源 名称	千円	118,650	118,650	118,650	118,650	118,650	355,950
合 計			118,650	118,650	118,650	118,650	118,650	355,950
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職 員	千円	0	0			
		嘱 託 員	千円	0	0			
		臨時職員	千円	0	0			
		合 計		0	0			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬しなければならない（根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2）ことから、事業実施は妥当である
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 一般家庭からの廃棄物の収集運搬を適正に実施することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に貢献している
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 効率の良い収集ルートへの検討や排出時間の遵守、分別区分の徹底などの啓発活動を実施し排出マナーの向上を図ることにより、地域の環境美化に貢献することが出来る。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 分別区分を大きく変え、収集体制全般の見直しを図ることは現状において難しく、また、年々増え続けるごみステーションに対応するため、これ以上のコスト削減をするのは難しい。

担当グループによる評価

維持	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないように収集運搬しなければならないことから、この事業を民間へ委託しているものであることから維持する必要がある。
-----------	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

維持	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力で推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）